

協議第6号

勤労者・消費者関連事業の取扱いについて

- 1 勤労者対策については、稲沢市の制度に統一する。
- 2 消費者行政については、稲沢市の事業を継続する。

平成16年3月13日提出

稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会

会長 服部 幸道

稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会の調整内容（案）

協定項目	25-20 勤労者・消費者関連事業の取扱い
調整の内容	1 勤労者対策については、稲沢市の制度に統一する。 2 消費者行政については、稲沢市の事業を継続する。

【提案理由】

- 1 勤労者の雇用安定の取り組みを図るとともに、安心して健康で文化的な生活を営むことができる環境整備を図る。
- 2 市民の暮らしに役立つ情報や知識を提供し、一人ひとりが、賢い消費者となるよう支援を図る。

【現況】

項 目	稲沢市	祖父江町	平和町	調整方針
<p>勤 労 者 対 策</p>	<p>勤労者資金 勤労者資金融資預託（東海労金） 17,200 千円</p> <p>愛知県勤労者信用基金出捐金 （平成 14 年度末現在 3,310 千円）</p> <p>貸付条件 普通貸付（生活資金） 限度額 200 万円 期間 5 年以内 貸付利率 年 2.40% 担保 不要 保証人 保証機関</p> <p>特別貸付（住宅資金） 限度額 1,000 万円 期間 30 年以内 貸付利率 固定年 3.20% 変動年 2.175% 担保 必要 保証人 保証機関</p> <p>高年齢者職業相談 相談員 2 名 相談日 月曜日～金曜日 相談時間 午前 9 時から正午 午後 1 時～午後 4 時</p>	<p>勤労者資金 勤労者資金融資預託（東海労金） 3,000 千円</p> <p>愛知県勤労者信用基金出捐金 （平成 14 年度末現在 540 千円）</p> <p>住宅資金 限度額 1,000 万円 期間 30 年以内 貸付利率 固定年 3.23% 変動年 2.175% 担保 必要 保証人 連帯保証人（町内在住者）</p> <p>高年齢者職業相談 相談員 1 名 相談日 毎月 1 回第 3 火曜日 相談時間 午前 9 時から正午 午後 1 時～午後 4 時</p>	<p>勤労者資金 勤労者資金融資預託（東海労金） 3,000 千円</p> <p>愛知県勤労者信用基金出捐金 （平成 14 年度末現在 350 千円）</p> <p>住宅資金 限度額 600 万円 期間 25 年以内 貸付利率 固定年 3.23% 変動年 2.175% 担保 必要 保証人 連帯保証人（町内在住者）</p> <p>該当なし</p>	<p>合併時に稲沢市の制度に 統一する。</p> <p>合併後、新市において調 整する。</p>

項目	稲沢市	祖父江町	平和町	調整方針
勤 労 者 対 策	障害者雇用キャンペーン 障害者雇用促進月間の9月に障害者雇用率の低い事業所を公共職業安定所の協力を得て会社訪問を実施。	該当なし	該当なし	稲沢市の事業を継続する。
	障害者特別雇用奨励金 補助額（月額） 重度障害者 一人当たり 5,000 円 中度障害者 一人当たり 4,000 円 軽度障害者 一人当たり 3,000 円 補助期間 1 年間	該当なし	該当なし	合併時に稲沢市の制度に統一する。
	中小企業退職金共済制度 加入促進補助金 補助額 共済契約を締結し、成立した月から起算して 12 か月分の掛金を納付した被共済者に係る 12 か月分の総額に 100 分の 10 を乗じて得た額	該当なし	該当なし	合併時に稲沢市の制度に統一する。
	愛知県労働者福祉協議会 尾張西支部補助金 補助額 200 千円	愛知県労働者福祉協議会 尾張西支部助成金 助成額 50 千円	愛知県労働者福祉協議会 尾張西支部負担金 負担金 50 千円	合併後、補助の見直しを図る。
	稲沢市労務対策協議会補助金 補助額 700 千円を限度 補助対象事業 労働力確保のための求職活動、定着指導 求職活動に必要な調査、研究、情報、資料の収集と提供 労務管理の改善、労働条件の向上等による雇用安定の推進指導	該当なし	該当なし	合併後に新市において商工会議所、商工会との調整を図る。

項 目	稲沢市	祖父江町	平和町	調整方針
	労働団体文化事業費補助金 補助額 1,700 千円を限度 補助対象事業 感謝祭、学習会、スポーツ大会等働く者との連帯と交流を深める事業	労働団体文化事業補助金 補助額 300 千円を限度 補助対象事業 感謝祭、学習会、スポーツ大会等働く者との連帯と交流を深める事業	労働団体文化事業補助金 補助額 150 千円を限度 補助対象事業 感謝祭、学習会、スポーツ大会等働く者との連帯と交流を深める事業	合併後、補助の見直しを図る。
消費者行政	消費生活モニター 消費生活に関する問題の調査研究等 人数 14 人（定数は 20 人以内） 任期 1 年 報償 20,000 円  消費生活相談 商品及びサービスの購入並びに生活設計に関する相談と苦情相談 相談員 1 人 相談日 毎月第 3 金曜日 10 時～15 時 場所 総合文化センター 謝礼 月額 9,300 円  消費生活講座 講座回数 6 回 定員 50 人  消費生活展 開催期間 2 日間 会場 総合文化センター 委託先 消費生活展運営委員会  量目検査 年 2 回実施 32 品目 / 年	該当なし  該当なし  該当なし  該当なし	該当なし  該当なし  該当なし  該当なし	稲沢市の事業を継続する。  稲沢市の事業を継続する。  稲沢市の事業を継続する。  稲沢市の事業を継続する。  新市において県の基準取扱件数で実施する。